

事 務 連 絡  
令和4年(2022年)6月23日

各(総合)振興局保健環境部社会福祉課地域福祉係長 様

保健福祉部福祉局地域福祉課地域福祉推進係長

生活困窮者就労準備支援事業における収入要件等の考え方について

このことについては、生活困窮者就労準備支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)の「4 選定手続き」において、本事業の対象と認められる方がいた場合、自立相談支援機関は本人の同意の上、プラン兼事業等利用申込書、同意書、資産収入申告書及び収入関係書類等の添付書類を総合振興局等へ提出するよう定めています。

また、要綱「3 支援対象者」において、収入や資産が基準額以下である方に加えて、収入額等を把握することが困難であることや現時点では収入や資産は基準額以上であっても、今後、基準額以下となるおそれがある等の要件に該当し、自立相談支援機関及び総合振興局等が支援を必要と判断した者であれば、支援の対象とできるよう、令和4年(2022年)4月1日付けで要綱の一部を改正したところです。

今般、就労準備支援事業を委託している生活困窮者就労準備支援事業委託業務コンソーシアムから、現時点では収入や資産は基準額以上であっても、今後基準額以下となるおそれがある等の要件に該当し、事業の実施を希望される方において、本人や同一の世帯に属する方が、収入の確認できる書類や通帳の写しの提出を強く拒否し、利用につなぐことができないケースがある旨、相談がありました。

対象者の支援にあたり、世帯の収入や資産状況を確認することは必要であるものの、収入関係書類等の提出を必須とすることにより、対象者への支援が実施できない場合も想定されることから、要件に該当する方であって、本人や同一の世帯に属する方が収入関係書類や金融資産関係書類の提出を強く拒否するケースについては、収入や資産金額の聞き取りに留め、関係書類の提出は省略するなど、個々人の状況に応じ、対応いただくようお願いいたします。

つきましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、自立相談支援事業の委託先事業者に周知してください。

〔 担当：久保  
ネットワーク 6-210-25-614 〕